

発言通告に従い、一問一答で質問いたします。

1. 気候危機について

(1)地球温暖化対策

①COP26を踏まえた本市の認識について

今年11月に行われた国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議(COP26)では、石炭火力の是非が大争点となりました。イギリス、ドイツ、フランス、EU(欧州連合)、ポーランド、韓国、ベトナム、インドネシアを含む46の国と地域は、石炭火力の新設中止や、二酸化炭素排出削減措置をとらない石炭火力の段階的廃止を明記した「廃止宣言」に賛同しましたが、岸田政権はこの流れに背を向け、2年連続で「化石賞」という不名誉な賞を与えられる結果となりました。

COP26では、南太平洋の島国ツバルの外相が、スーツ姿で海につかりながら「この場所はかつて陸地だった」と動画で訴え、海面上昇で水没し、日々の暮らしに迫る脅威を語り、「あすを守るためにも私たちは今、行動を大胆に変えなければならない」と各国のリーダーに呼びかけました。このままでは国が消えてしまうという気候危機の深刻な現実を、全世界は共有しなければなりません。

COP26では、産業革命前からの気温上昇を「1.5度」に抑える努力を追求するとして合意文書が採択されました。この目標に達するためには、2030年までに温室効果ガスの排出を半減し、2050年には実質ゼロを達成しなければなりません。

しかし、石炭火力発電の表現をめぐっては、採択前の土壇場で各国の思惑と妥協で揺らぎ、段階的「廃止」という文言は「削減」に弱められ、議長が謝罪し涙ぐむ一幕もありました。

石炭火力は、ほかの化石燃料と比べCO2を大量に排出するため、脱石炭は世界の流れとなっていますが、残念ながら岸田首相は演説で、排出削減目標の上積みは表明せず、石炭火力については、国内での削減・廃止に言及しませんでした。会議前に発表された第6次エネルギー基本計画では、30年度の発電量の19%を石炭火力に依存するとし、石炭火力発電所を九つも新增設する計画を進めています。加えて首相は、アジアで石炭火力事業を展開するとまで述べ、長期にわたってCO2を大量に排出し続ける姿勢を示しています。

各地で起こっている異常気象による災害も深刻さを増しています。世界の流れに逆行するエネルギー政策は転換し、ただちに具体的行動を開始すべきです。削減目標の引き上げやCO2排出削減は一刻の猶予もありません。そこで質問します。

①今回のCOP26を踏まえ、CO2削減に対する本市の認識をお聞かせください。

②企業への取り組みについて

現在、日本におけるCO2の排出量は、電力、鉄鋼、セメント、石油精製、化学工業、製紙業の6つの業種に集中し、85の事業所でCO2排出の半分、200の事業所で60%を占めています。つまり、これらの事業所の「脱炭素化」が、CO2削減の決定的なカギとなるのは確かです。目先の利益だけという新自由主義から脱却し、脱炭素化を実現するためにも、企業は必ず目標を達成させなければなりません。

省エネ・再エネというと、生活水準の低下や経済悪化をもたらすイメージを持たれるかもしれませんが、この取り組みにより、年間254万人の新たな雇用が生まれ、2030年までの累計でGDPを205兆円押し上げる効果があるとの試算^{※1}もだされています。

※1「未来のためのエネルギー転換研究グループ」による試算

脱炭素化は企業だけの責任でも、行政だけの責任でもなく、共同で取り組むべき重要課題です。もちろん、政治によってその促進が阻まれることも、絶対にあってはなりません。

この大分市においても、CO2削減目標を企業と共有し、直ちに取り組むべきと考えます。企業が社会的責任を果たし、世界的な評価を上げていくためにも必要不可欠な、前向きな取り組みです。

大分市は毎年、企業に対し、税金を使って多額の助成を行っていますが、特に大企業への助成はこうした使途にこそ振り向けるべきです。そこでお聞きます。

②本市から企業への助成金について、地球温暖化対策、特にCO2削減に資するための要件を加えるべきと考えます。見解を求めます。

2. 地域経済対策

(1) 中小業者支援について

安倍政権から始まった経済対策は、「大企業がよくなれば地域経済、中小企業もよくなる」という、大企業中心の考え方でしたが、日本経済の根幹はまさに中小企業によって支えられており、閣議決定されている「中小企業憲章」には、「社会の主役として地域社会と住民生活に貢献」する存在だと示されています。中小企業は、企業の99.7%を占め、働く人の3人に2人が働いている雇用の担い手でもあり、このコロナ禍では、地域の持続的発展がさらに大きな課題となっています。地域に根をおろし、ものづくりやサービスでの需要にこたえ、雇用を生み出している中小企業の役割を、今こそ守らなければなりません。

この9年間、2度に及ぶ消費税の増税、日銀の「異次元金融緩和」によって作りだされた円安による原材料費などの値上げ、TPPなど輸入の自由化による巨大多国籍企業への日本市場の明け渡しなど、中小企業の仕事を奪う、中小企業つぶし、地域経済つぶしの政策が進められてきました。

さらには、「成長戦略実行計画」の名のもとに「中小企業淘汰論」が掲げられ、中小企

業から中堅企業に成長しようとする事業者支援の重点化と引き換えに、この方向に沿わない中小企業を、自己責任として切り捨てる方向に向かっています。

いま、新型コロナウイルス感染拡大の長期化で、多くの中小・小規模事業者の経営がかつてない危機に直面し、多くの飲食店や関連業者なども、事業継続が危ぶまれる状況に瀕しています。

2021年度版、中小企業白書によると、中小企業の業況判断指数(DI)は、2020年前半に大幅に低下、どの業種も大幅悪化しているが、とりわけ、宿泊業や飲食業での悪化は深刻な状況です。また、商店街の現状についても、立地市町村の人口規模が小さくなるほど、「衰退の恐れがある/衰退している」との回答割合が高くなっています。

大分市においても、営業自粛の制限が緩和されてはきたものの、中心市街地をはじめ、市内多くの飲食店や関連業者などから、「忘年会の予約が入らない」「儲けが上がらない状況は一向に変わらない」などの悲鳴が相次いでいます。「家賃支援などの支援を続けてほしい」との切実な声も届いており、新型コロナ収束までの直接的な財政支援はまだ必要な状況です。そこで質問いたします。

③大分市独自の事業継続支援を、今後も検討すべきと考えます。見解を求めます。

3. 石油価格高騰対策

(1)独自補助について

9月頃から、コロナ禍から世界経済が回復傾向となり、資源やエネルギーの需要が拡大しました。それを背景に、原油価格が高騰し、ガソリンや灯油の高値が続いています。輸送費高騰などによる食料品の値上げや、電気料金など光熱水費の引き上げなど、家計への負担増はもとより、農林水産事業者、運送事業者、クリーニング事業者など、コロナ禍にあえぐ多くの事業者からも悲鳴が上がっています。

去る11月24日政府は、国の石油備蓄を放出することを決定しましたが、需給ひっ迫の状況における緊急の手立ては、必要な対応だと考えます。今後、中小企業や運輸、農業、漁業など、高騰のあおりを受けている事業者への負担軽減や、生活困窮者に対する「福祉灯油など」の生活支援が求められます。

政府は原油価格の影響を受けている生活者や事業者を支援するために行う原油価格高騰対策として、特別交付税措置を講じるとしています。そこで質問いたします。

④国難ともいえる状況の中、営業や暮らしへの支援となるよう、原油価格高騰対策の特別交付税を活用し、支援策を早急に具体化すべきと考えます。見解を求めます。

4. 公営住宅について

(1)公営住宅間の住み替えについて

この間、市営住宅の空き戸対策や入居条件の緩和などを求めてまいりました。団地住

民の方にとっても、入居希望者にとっても、空き戸の活用促進が望まれます。

そんな中、近年、高齢世帯から階下の部屋へ住み替えたいとのご相談が多く寄せられます。特に、エレベーターのない住宅では、階段の上り下りが大きな負担となっており、生活全般に様々な弊害も生じています。

しかし、現在、市営住宅から県営住宅への住み替えは可能ですが、県営住宅から市営住宅に住み替えることはできません。これは、大分市営住宅条例によるものですが、県営と市営が隣接している公営住宅間での住み替えは、日常生活に大きな変化が伴わないため住み替えのご要望が多く、迅速な対応が望まれます。そこで、質問いたします。

⑤県営住宅から市営住宅への住み替えも可能となるよう、条例を改正すべきと考えます。見解を求めます。

(2)上階への入居促進について

特に空き戸が増えている上階の空き戸解消、入居促進については、この間、入居要件の緩和などを求めてまいりました。

昨今の社会状況で生活困窮の相談が増え、「住まい不安定」や「ホームレス」など住まいへの危機感が広がっています。低廉な家賃で入居可能な市営住宅の役割は重要性を増しており、増える空き戸解消も併せて活用を促進すべきです。そこで質問いたします。

⑥上階の入居要件の緩和を早急に検討し、空き戸の入居を促進すべきと考えます。見解を求めます。

5. ジェンダー平等

(1) LGBTQ への理解について

①市政全般に「アライ(Ally)」の認識を

LGBT/SOGLIについての施策の推進は、平成29年第4回定例会で取り上げ、社会的理解を深めるよう求めました。その際の答弁で、「性的マイノリティーへの差別や偏見を解消し、だれもが自分らしい人生を送ることができるよう取り組む」と、企画部長からご答弁を頂きました。あれから4年が経過しましたが、その間、こうした性の多様性への認識は全世界で深まり、LGBTQ、あるいはLGBTQ+など、性は「グラデーション」との認識がさらに広がっています。日本でも一定の理解が進み、社会的な認知は広がってきたと思います。しかしながら、当事者の方々が抱える困難は依然としてあり、性別・性自認・性的指向について、関心や知識がないことからくる差別や偏見による苦痛は、いまだたいへんなものだと考えます。ジェンダー・アイデンティティー、つまり性の自己同一性に関わることは、個人の尊厳に属するものとして尊重されるべきです。

一方で、日常生活の場で定められるルールは、それぞれの社会生活の場面において、

合理的、且つ、これまでの基本的なルールが一般的となっており、このルールに適用することが求められます。特に、男女別施設の利用については、「個人の尊厳を守る」という視点よりも、女性専用スペースの利用ルールや、犯罪目的の侵入などの懸念から、過剰な恐怖心や偏見に基づく差別感情につながることも懸念され、こうした問題とは切り離して考えなければ進んでいきません。

「女性専用スペースが安全・安心な空間であること」は当然守られるべきであり、そのために知恵を尽くすことは重要です。しかし同時に、トランスジェンダーの人も排除されずに、安全・安心に暮らせる場を確保することを、統一的に追求すべきです。そのためには、「男性」「女性」だけでなく、さらなる位置づけを基本的に加えるべきです。

近年、「LGBTを理解・支援する人」を指す「アライ」(ally)という言葉、認識が広がりつつあります。「アライ」(ally)のものは、「仲間」や「同盟」を表す英単語ですが、そこから転じてLGBT当事者たちに共感し、寄り添いたいと思う人を指すものと説明されています。LGBTQ当事者であろうとなかろうと、「すべての人たちの価値観と向き合う」という思いをもって、普通に、当たり前、躊躇なく自分を表現し、伝えることができる社会になることが望ましいことだと考えます。こうした表現や認識を緩やかに広げることによって、性の多様性が特殊なことではないという感覚が、社会に根付いていくことが必要ではないでしょうか。

パートナーシップ制度やジェンダーレス制服の導入は急務ですが、公的書類における不必要な性別欄の撤廃、学校を始めとする教育機関や地域での理解促進、相談窓口の設置や福利厚生、「誰でもトイレ」の設置など、行政はもとより企業に対する呼びかけなども含め、市政全般に認識を持つことが重要だと考えます。そこで質問いたします。

⑦本市の政策全般に「アライ」(ally)の認識を広げ、定着させることについて、本市の見解を求めます。

②公共施設整備における認識について

次に、ハード面についてです。同様に、この「アライ」(ally)の視点で公共施設整備を進めることが重要です。「男性」と「女性」ではなく、男女に縛られない個別に利用できるスペースの確保は不可欠です。施設整備については、「余剰スペースがあるから行う」のではなく、基本的な整備として行うべきです。そこでお聞きします。

⑧公共施設整備については、様々な部局に分かれますが、その考え方・認識について基本的な見解をお聞かせください。

(2)学校での性教育について

同じく平成29年第4回定例会では、性暴力・性被害・望まない妊娠などについても質問させて頂きました。今回は、その後の取り組みや、学校における性教育についての認識についてお聞きします。

先ほどから述べている性の多様性のみならず、性に関する理解や教育は大変重要です。情報ツールが進化・普及し、様々な個人情報飛び交う中、特に、性に関する科学的な知識や正しい情報、理解や相談体制は重要な取り組みです。

近年、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の認識が重要性を増し、子どもを産む・産まない、いつ何人産むかなど、母体保護の観点からも、女性が「自分の体のことは自分で決める」という認識を持つことが、基本的人権として求められています。こうした考え方を早いうちから段階的に伝え、性と生殖に関して自分自身を守るため、正しい情報を最大限享受できるよう伝えておくことは、教育の一環として大変重要です。

ところが、日本の性教育はきわめて不十分な状況にあります。子どもたちは、人間の生理や生殖、避妊についての科学的な知識も、互いを尊重し合う人間関係を築く方法も、自分の心や体を傷つけるものから身を守るすべも、十分に学べないまま成長していきます。予期せず妊娠し、誰にも相談できず、たった一人で自宅や公園のトイレなどで出産した女性が逮捕されるという悲しい事件も、後を絶ちません。避妊や中絶などの情報も正しく伝え、こうした事態をひとりで抱えないための「救いの教育」がもはや不可欠です。

今回、市内の小中学校における性教育について伺いましたが、現状は学校任せで、子どもの年齢・発達に即した科学的な「包括的性教育」としての位置づけは残念ながら感じられませんでした。

先ほども申し上げた通り、日本ではいまだに、母体保護法でも女性の自己決定権が認められておらず、国連からは、▽思春期の児童生徒を対象とした性と生殖に関する教育が学校の必修カリキュラムの一部として一貫して実施されることを確保すること▽刑法の墮胎罪をなくすこと▽母体保護法を改正し、配偶者の同意要件をなくすこと——などの勧告を受けています。

以前の質問で、デートDV等の認識は学校教育の場で、できれば保護者も一緒になって、認識を深めることが必要ではないかと求めましたが、こうした取り組みも進んでいません。相手を尊重し、どのように向き合うのか、どんな行為が暴力にあたり、許されないことなのか、具体的に知ること初めて、性についての基本的な認識が培われていくのではないのでしょうか。今後、専門的な情報や実情を熟知した外部団体などとも連携し、できればどのように伝えれば良いかを熟知している専門の講師による学びの機会として、「児童生徒を大切に守る」という観点で、性について具体的に知る機会を保障すべきです。そこで、質問致します。

⑨基本的人権として性教育を位置付け、児童生徒が直接学ぶ機会を一貫して実施すべきだと考えます。国連の勧告も踏まえ、今後の性教育についての見解を求めます。